

各位

城北信用金庫  
平成27年7月31日  
No. 27-011

## 知的財産を活用した企業支援に取り組んでいます！

城北信用金庫（本店：東京都荒川区 理事長：大前孝太郎）では、特許庁の「知財ビジネス評価書作成支援事業」を活用し、お取引先企業の支援に取り組んでおりますのでお知らせいたします。

### 言記

- 平成27年7月、当金庫お取引先2先の知財ビジネスが、特許庁の「知財ビジネス評価書作成支援事業」に採択されました。

概要：電子部品製造業・幼児用玩具製造業の2社。いずれも特許やノウハウといった知的財産を活用したビジネスに取り組んでいらっしゃいます。

- 「知財ビジネス評価書作成支援事業」は、金融機関の申請に基づき、特許庁から委託を受けた専門会社が、中小企業が保有する知的財産（特許・商標等）とそれを活用したビジネス全体を評価し「知財ビジネス評価書」を作成するものです。  
当金庫が申請者となるため、お取引先には申請書作成にかかる事務負担はなく、評価書作成費用は特許庁が負担するため、金銭的な負担もありません。
- 評価書には、お取引先が保有する特許等の優位性や、それを活用したビジネスの概要・将来性などがまとめられるため、お取引先にとっては、知的財産の観点から自社の強みを把握できるほか、販路開拓や新事業展開に際しての有力なツールとなります。
- また当金庫にとりましても、「知財ビジネス評価書」によりお取引先の成長可能性を多面的に把握できるため、より適切な事業性評価と、それに基づく成長支援・課題解決支援に活用することが可能となります。
- 当金庫では、課題解決支援の専担部署のひとつとして「営業推進部お客さまサポートグループ」を設置しておりますが、本件は、同グループが取引店と連携して「知財ビジネス評価書作成支援事業」のご提案を行い、継続的にフォローした結果、採択となったものです。
- 当金庫では今後とも、取引店、本部専担部署、外部専門家・支援機関の連携にもとづく企業支援・地域活性化支援に力を入れてまいります。

以上